

パートタイム労働に関する4労働局合同特別相談週間実施要綱

〔趣旨〕

改正パートタイム労働法施行後3か月を経過し、企業においては改正法の内容は着実に浸透してきているものの、依然として雇用管理上の問題や労使間の紛争が見受けられるところである。

このため、各都道府県労働局では、改正法に基づきパートタイム労働者の雇用管理が改善されるよう、同法の一層の周知徹底を図っているところである。

今般、企業の経済活動に関連の深い4都県労働局が連携してパートタイム労働に関する特別相談週間を同時期に実施することにより、勤務地や居住地にかかわらず、最寄りの局に相談できる等相談者の利便性を図るとともに、パートタイム労働者の雇用管理の改善や労使間の個別紛争の迅速・適正な解決を図ることとする。

〔実施方法〕

埼玉、千葉、東京、神奈川の各労働局が、同時期に各局において電話・来室等による相談を行う。

〔対象〕

事業主、労働者、その他

〔実施日時〕

平成20年7月7日（月）～7月11日（金） 8時30分～17時15分

〔実施場所〕

- ・埼玉労働局雇用均等室
さいたま市中央区新都心 11-2. ランド・アクシス・タワー 16階
電話 048-600-6210
- ・千葉労働局雇用均等室
千葉市中央区中央 4-11-1. 千葉第2地方合同庁舎
電話 043-221-2307
- ・東京労働局雇用均等室
千代田区九段南 1-2-1. 九段第3合同庁舎 14階
電話 03-3512-1611
- ・神奈川労働局雇用均等室
横浜市中区北仲通 5-57. 横浜第2合同庁舎
電話 045-211-7380